

おおの



1月号

平成22年(2010年) NO.773

賀正



- P 2 市長・議長の年頭あいさつ
- P 4 築城430年祭イベントで“食”全国発信
- P 6 2009わがまちフォトブック
- P 8 休日や夜の急病にあわてないで
- P 9 住宅用火災警報器などの悪質な訪問販売に注意
- P 10 農村集落实態調査の報告
- P 11 農地制度の変更

新うぐピー仲良くしてね

越前大野城が亀山に築城されて430年。それを契機に行われる祭のキャラクターを撮影していると地元の保育園児が散歩に来ました。

「うぐピー」などの姿を見つけると、元気な声を上げながら一斉に近寄り、すぐに「友だち」になっていました。

これから新衣装のうぐピーらは、同祭の会場で皆さんを温かく迎えます。

別紙 平成22年度国民健康保険人間ドック希望調査

とうごび、ます



市長
岡田 高大

皆さまには、お健やかに
平成22年の新春をお迎え
のこととお喜び申し上げ
ます。
3月から約1年を通して
「越前大野城築城430年

祭」を開催いたします。こ
れらを起爆剤に、元気なま
ちづくりを目指して邁進
いたしますので、より一層の
ご支援、ご協力を賜ります
ようお願い申し上げます。
この1年の皆さまのご健

勝とご多幸を心からお祈り
申し上げ、新年のごあいさ
つといたします。

あけましてよめで



市議会議員

砂子 三郎

平成22年のすがすがしい新春を迎え、謹んで市民の皆さまのご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

本年は金森長近公が越前大野城を築いて430年という節目の年を迎えます。これを機に、先人たちの英知と努力に感謝し、今後の大野市の更なる発展を目指したいと決意を新たにしているところであります。

議会としても、今日の世界的な金融危機をはじめめとする厳しい社会経済状況を踏まえ、市民の暮らしの視点に立って、中部縦貫自動車道の早期全線開通をはじめ、安全で安心して暮らすことのできる社会基盤の整備を指し全力を傾注する所存です。皆さまのご協力とご支援をお願い申し上げます。

本年も市民の皆さまには実り多い年となりますようお祈り申し上げます。春のごあいさついたします。

本年は

越前大野城築城430年祭

プレイベントで

食をテーマに全国発信

本年3月から約1年間、越前大野城築城430年祭が開催されます。430年祭は「越前おおの」の魅力を全国発信する機会と捉え、10月をメイン月間として多彩な催しを繰り広げます。それに先立ち、昨年11月15日、学びの里「めいりん」で同祭のプレイベント「越前おおの食文化の祭典」を開催しました。

食文化の祭典では、「越前おおの」の魅力を食をテーマに全国発信しました。市内外から多くの人々が来場し、大野の食文化に触れました。県主催で第3回全国高校生食育王選手権大会も同時開催され、地元の大野高チムが奮闘しました。



名水を生かした食人気

「越前おおの食文化の祭典」では、一昨年開催した「越前おおの食守フェスタ」を発展させて食育を推進しました。祭典には、「越前おおの」の風土や歴史を生かした伝統的な菓子、酒やしょうゆ、旬の野菜などが並びました。来場した人は4つのブースで、それらを見て、味わい、買い求めるなど「越前おおの」

の食を堪能していました。

大野産米のおにぎりやサトイモの煮つ転がし、豚汁などが振舞われ、会場内に行列ができるほどの人気でした。

食を通じて国際交流

1歳になると1升のもちを背負う伝統の「力餅」がステーションで行われると、その親や祖父母らは子どものかわいらしい表情にっこりしたり、懸

命な姿に自分まで歯を食いしばったりしていました。

市内の保育所で取り組んでいる食育活動を展示するパネルでは、「食育クイズラリー」のヒントが隠されていることもあり、親子連れなどがじっくりと見ていました。

食の大切さや知識を子どもにも分かりやすくした「食育かるた」では、札が読み上げられると子どもたちが目を皿



のようにしながらかるたを探していました。

「おおのすび」の食べ比べ

では、外国人も一緒に大きな口を開けて味わいました。

大野では、めでたいときに振舞われる紅白まんじゅうが配られると、会場



を取り巻くように人が並びました。アナウンサーから「英語で言うところのラディッシュヨルケーキと言うのでしようか」とまんじゅうが紹介されると、外国人は笑いながらうなずいていました。



真剣な表情でマジパン作りを体験

職人に学ぶ菓子作り

モミジの形を5センチほどの大ききにかたどった和菓子である練り切り作りには27人が参加。菓子組合の山内浩一さん

らが参加者に作り方を教えました。参加した親子は、講師の手元を見てから取り掛かり、細部にわたり作り上げるとほっとした表情を見せていました。

全国高校生食育王選手権 大高チーム大奮闘

全国高校生食育王選手権大会では大野高校のチーム「ワンダフルワールド」が福井ブロック代表として出場しました。3回目の今大会テーマは「あったか家族鍋づくり」で、「食の甲子園」ともいわれ、鍋づくりやアジの3枚おろし、野菜の飾り切りといった料理の技を競うだけではなく、4択クイズと知識を問う課題もあり、食育について総合的な得点で審査されるものでした。



うぐべー衣装発表

430年祭を盛り上げるキャラクター「うぐべー」「うめピー」が、オープニング式典に新装で登場しました。うぐべーは甲冑を身にまとい、かぶとをかぶり武将のように、うめピーは姫の姿に変身しました。



大会の結果、三重県立相加高チームが2年連続で優勝し、特別審査員の神田川俊郎さんが「料理は店に出せるほどだ」と高評価しました。大野高チームは優良賞に輝く奮闘を見せました。



うぐべーは、平成3年に越前おおのおぐりのキャラクターとして市の鳥ウグイスを基に誕生。うめピーはうぐべーの「お嫁さん」です。これから1年間、430年祭の会場で皆さんを出迎えます。

フォトブック



新年は明るい話題を願いたいですね。

7月

- 1日 越前おおの雇用創造推進協議会の事務所開き
- 2日 消防団協力事業所表示証を交付



- 2日 半夏生サバ
- 15日 かぶと虫ハウスオープン

8月

- 14日 おおの城まつり・てらまち万灯会(16日まで)



- 23日 越前おおのそばまつり開催
- 24日 越前おおのブランド大使にドイツ出身のマーレンさんを委嘱
- 24日 定額給付金の申請期限
- 28日 第30回市美術展開幕(30日まで)
- 30日 衆議院議員総選挙
- 31日 プレミアム商品券の使用期限

9月

- 5日 有志により荒島岳にほこらを完成
- 17日 越前大野城築城430年祭の概要決まる



- 20日 いとよ音灯会を開催
- 25日 乾側地区「花のジュータン実行委員会」が全国花のまちづくりコンクールで花のまちづくり優秀賞受賞

10月

- 1日 まちなか循環バスの試験運行を開始
- 2日 五番夜市を復活(3日まで)
- 10日 スターランドさかだにて野外音楽フェスティバル(11日まで)
- 13日 第5次市総合計画策定委員会が初会合
- 14日 小中学校連合音楽会で本年度で閉校の森目小が太鼓披露



- 19日 今季初の地下水注意報を発令
- 24日 九頭竜紅葉まつりで30回記念行事(25日まで)
- 26日 市政に貢献の前田電気と中村義三さんに感謝状贈呈
- 29日 地下水警報を発令

11月

- 2日 県中学生郷土新聞コンクールで高田和佳菜さんが知事賞受賞
- 2日 市職員の名札を築城430年祭へ一新
- 15日 越前おおの食文化の祭典・全国高校生食育王選手権大会開催
- 16日 中部縦貫自動車道勝山・大野間の2012年度内開通に検討必要と、国土交通省近畿地方整備局長が県知事に説明
- 24日 ジャズブラスバンドが市内の学校を訪れる大野ブラスフェス開催(29日まで)



12月

- 1日 今季2回目の地下水警報を発令
- 9日 九頭竜スキー場で安全祈願

平成21年を振り返ってみましょう。

1月

- 1日 福井和泉スキー場がオープン(翌日には六呂師スキー場)
- 5日 住民基本台帳カードの無料化を開始
- 9日 スノーボード世界選手権に吉田宏美選手出場で激励会
- 15日 インフルエンザ注意報を発令
- 15日 越前おおの雇用創造推進協議会が発足
- 26日 中部日本スキー大会開催で常陸宮夫妻が本市訪問(28日まで)



2月

- 7日 越前おおの冬物語を開催(8日まで)



- 25日 本市で定額給付金に1人当たり1,000円を上乗せを発表
- 25日 上庄放課後教室が文部科学省局長賞受賞

3月

- 8日 小山地区の農地整備が竣工し記念碑の除幕式
- 9日 中部縦貫自動車大野油坂道路大野東・和泉間の新規着工を了承
- 23日 証明書等交付機の運用開始式
- 26日 田村又左衛門家屋敷を市文化財に指定
- 30日 定額給付金の支給を開始



- 教育理念を決定

4月

- 1日 一般財団法人越前おおの農林樂舎が発足
- 5日 武井風さんがパワーリフティング2種目で日本新記録
- 11日 大野さくらまつり開催(メイン行事は12日まで)
- 22日 新・大野商工会議所会館が完成
- 22日 越前おおの地域公共交通総合連携計画が国土交通省の認定を受ける
- 25日 乾側地区でシバザクラまつり開催(26日まで)
- 西勝原でハナモモ見ごろ



- 越前おおのブランドDVDが完成

5月

- 3日 荒島岳で山開き
- 16日 九頭竜新緑まつり開催(17日まで)
- 18日 24日予定の越前大野名水マラソンを中止決定
- 22日 寺町通りが都市景観大賞美しいまちなみ優秀賞受賞



6月

- 5日 大野高卓球男子インターハイ決めるふるさと市が開幕(7日まで)
- 7日 全国植樹祭を奥越会場でも開催



- 9日 石倉善一氏が退任し、副市長1人体制に

休日や夜の急病にあわてないで

休日や夜に、病気になったり、けがをしたりしても戸惑うことがないよう気を付けていたいです。急病でもあわてずに、適切な対応を心掛けましょう。



休日急患診療所 (☎ 65・8999)

診療時間

▼日曜日・祝日 午前9時～

正午、午後1時～9時

▼土曜日 午後1時～5時

午後6時～9時（午後9時

～翌朝9時は緊急の場合、

事前に電話をしてから受診

してください。）

診療科目

▼内科、外科▼小児科（ただ

し、小児科は日曜日と祝日

のみ）

**子ども救急医療電話相談
#8000**

子どもが急に熱を出すなどして、夜でもすぐに病院へ行くのか、翌朝まで様子を見るのか、迷ったことはありませんか。

迷った場合、まず、子ども救急医療電話相談にダイヤルして相談してください。毎日、対応しており、小児科

医が電話で答えてくれます。

電話番号は、短縮ダイヤル

#8000です。

子どもの急な病気につい

て、相談に応じてアドバイス

するもので、診断や治療を行

うものではありません。慢性

疾患や育児相談には対応し

ていませんので、各医療機関

で診療時間内に受診してく

ださい。

相談時間 午後7時～11時

ダイヤル回線からの場合、

☎0776・25・9955へ

掛けてください

**子どもの病気で、
夜に困ったら当番病院**

傷病が軽症の場合、かかりつけ医や子ども救急医療電話相談へ、まず相談してください。

子どもの急な病気で夜に困った場合、下の表にある小

児科の夜間救急診療当番病院を利用してください。各病院の当直医が曜日による当番制で、午後6時から翌朝8時まで対応しています。

☎ 休日急患診療所

(☎ 65・8000)

平日は保健センターへ

☎ 65・7333

子ども救急医療電話相談



☎#8000

毎日午後7時～11時

小児科の夜間救急診療当番病院

曜日	当番病院	所在地	電話
月	福井愛育病院	福井市新保2丁目301	0776-54-5757
火	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1	0776-23-1111
水	福井県立病院	福井市四ツ井2-8-1	0776-54-5151
木	福井赤十字病院	福井市月見2-4-1	0776-36-3630
金	福井愛育病院	福井市新保2丁目301	0776-54-5757
土	福井大学医学部付属病院	永平寺町松岡下合月23-3	0776-61-3111
日	福井県立病院	福井市四ツ井2-8-1	0776-54-5151

住宅用火災警報器などの

悪質な

訪問販売に

注意



消火器や住宅用火災警報器の訪問販売で悪質なケースが増えています。被害に遭わないために、日ごろから気を付けましょう。

手口は強引で巧妙

手口はさまざまです。悪質なものは強引で、人の弱みや知識があまりないところに付け込む言葉は巧みです。その例は次のとおりです。



▼消防署の者であるとうそをつく。消防団や市の職員と名乗る場合もある。

▼取り付けないと法律違反であると言いつつ、消火器や住宅用火災警報器を買わせる。

▼家に無理やり入り、勝手に点検を始め、取り付ける。領収書を出さないなど手掛かりを残さない。

日頃の心掛けが大切

被害に遭わないためのコツがあります。次のことを心掛けてみましょう。

▼すぐに買う約束をしたり、買ったらしめない。

▼買う前に、消防署や市に相談する。

▼消防署や消防団、市では、消火器や住宅用火災警報器を売ったり、店に依頼したりしない。

▼消火器を皆さんの自宅に必ず取り付けなければならぬ規則はない。

▼住宅用火災警報器をすべての部屋に取り付けなければならぬ規則はない。罰金もない。

▼住宅用火災警報器の点検は自分で簡単にできる。資格のある人に頼まなければできないものではない。

☎ 消防本部予防課
(☎ 66・0119 内線2333)

被害に遭ったらすぐ相談

訪問販売で買う約束をしてしまったら、買ってしまったりした場合、クーリングオフの対象です。被害に遭ってしまった場合、なるべく早く消費者相談センターに相談しましょう。

「クーリングオフ」とは、一定期間、無条件で申し込み

住所 電話番号 の変更

消防署へ連絡を

消防署では、119番通報を受けると、住所などを聞いています。救急や火災などの発生場所をコンピューターで探しています。

コンピューターに住所などの情報がないと救急車や消防車の出動が遅れる恐れがあります。より早く出動するために、次の場合、連絡してください。

- ▼引越などで住所が変わったとき
 - ▼電話番号が変わったときや増やしたとき
 - ▼電話帳に電話番号を載せていないとき
- ※連絡された内容は、他の目的には使用しません。

☎ 消防本部通信指令室
(☎ 66・0119 内線111)



☎ 消費者相談センター

(生活防災課市民生活係内)
☎ 66・1111 内線463

の撤回や契約の解除ができる制度をいいます。政令で指定された商品などの訪問販売については「特定商取引に関する法律」に基づき、書面を受領した日から8日以内に契約の解除などを行うことができます。

農村集落カルテ策定へ 活性化に向けて調査

農村集落カルテ策定事業は、農村集落の地域活動や営農活動を活性化させようと本年度初めて実施しました。農村集落の実態を調査し、その結果がまとまったのでお知らせします。

すべての農村を調査

農家がある126集落を対象に、6月中にアンケートを行い、7月から9月にかけて聞き取りを行いました。

各集落には、区長や農家組合長の協力を得て、将来の計画を描いた「集落ビジョン」の作成を依頼。自分たちの地域活動や農業を今一度、見つめ直してもらいました。

三者にアンケート

アンケートでは、集落の代表者や各世帯、農業の担い手を対象としました。集落ごとに集計した結果は、聞き取り調査時に報告。各集落での聞き取り調査には、市だけでなく、県や農業協同組合、越前おおの農林楽舎などの職員も参加しました。集落の住民と



秋ヶ野での聞き取り調査

ひざを交え話すことで、集落の現状や不安などについて聞くことができました。

課題や考え方は多様

各集落が地域活動や営農について抱える課題は多様で、それを解決するための考えや取り組みに地域差がありました。

市では、この調査結果を踏

課題や意見

- ▼ 少子高齢化を実感している。
- ▼ 市内に魅力ある職場が少ないため、若年層が市外へ流出している。
- ▼ 公共交通網の利用が不便であると感じている。
- ▼ 空き地や空き家が多くなってきている。
- ▼ 地域活動を独自で行っているが、継続には支援が必要である。
- ▼ 農業後継者や中核となるリーダーが不足している。
- ▼ 有害鳥獣の被害が多い。
- ▼ 規格外農産物の取り扱いが必要である。
- ▼ 集落運営に今後5年から10年程度は問題がないが、その後の不安を感じている。

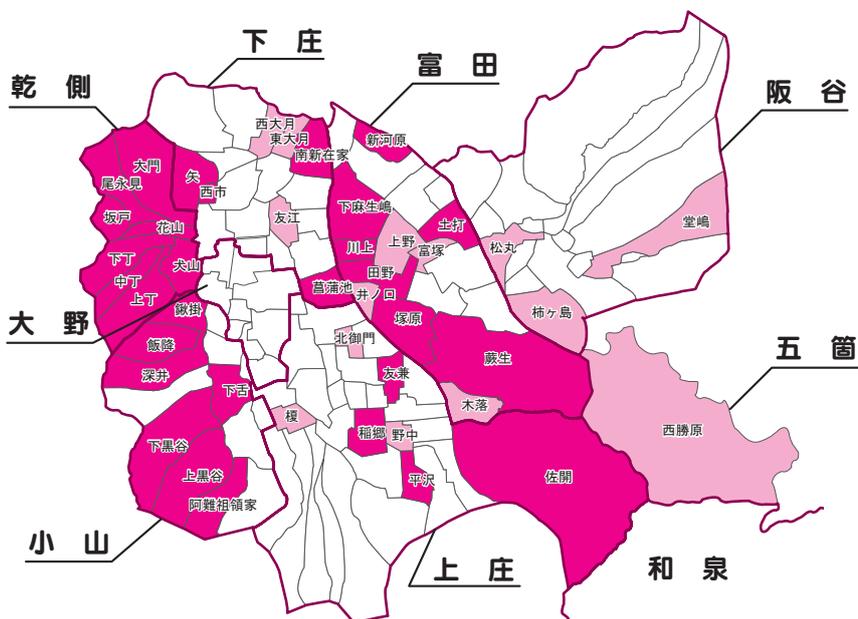
まえ、課題解決に向けた取り組みの方針を定めた上で、新たな施策に反映することとします。関係機関と連携して、各集落自らが取り組むとする地域活動や将来を見据えた営農活動を応援していきます。

☎ 66・11111 内線314
農業農村振興課農政係

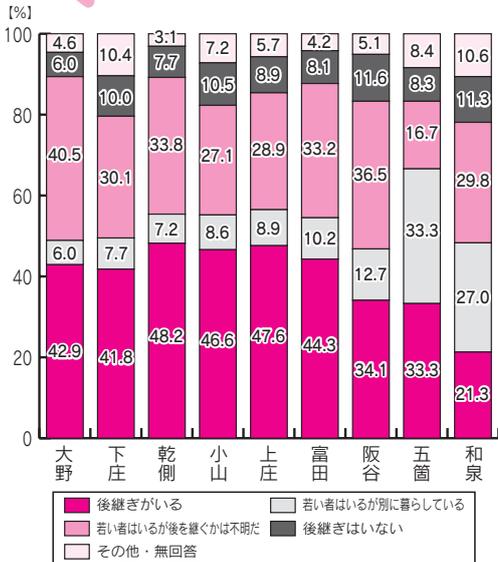
耕作主体の状況

凡例	
集落営農組織(機械利用組合を除く)がある集落	
集落営農組織がなく、担い手農家への集積が50%以上の集落	
集落営農組織がなく、担い手農家への集積が50%未満の集落	

「担い手農家への集積」とは、営農を別の農家へ委託することなどをいい、その率は農地面積による比率です。

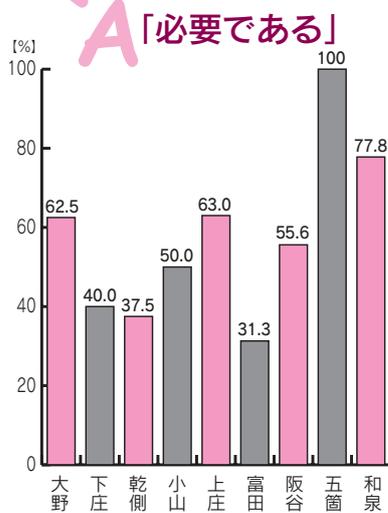


あなたの世帯には若い世代はいますか？
その子どもは家を継ぎますか？



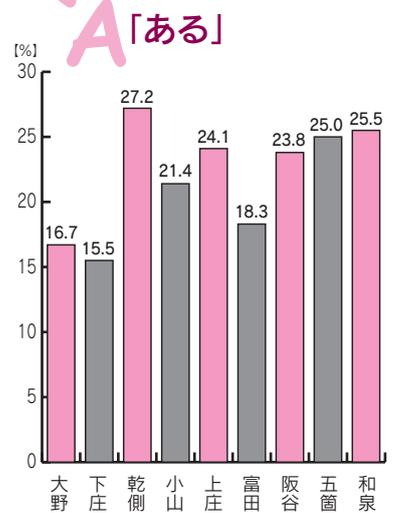
中山間地域では、不安を示す傾向が大きい。市街地でも子どもが後を継ぐかは分からないとの声が大きいです。この傾向は、「農業後継者はいますか」との別の質問についても同様であった。

兼業農家や小規模農家へ
支援の拡充が必要だと思いますか？



集落営農を組織化している割合が大きい乾側地区や富田地区では、兼業・小規模農家への支援拡充を求める声が少ない。下庄地区も同じ傾向であるが、市街地化により農業を継続する割合が低くなっていることに起因していると思われる。

住んでいる地域に自慢でき、
残したいものはありますか？



特色ある地域資源があると、自慢や継承につながっている。例えば、乾側地区ではシバザクラ、上庄地区ではサトイモ、中山間地域では自然景観が住民の誇りとされている。

新たな農地制度が始まりました

昨年6月に農地法が改正され、12月に施行されました。
新たな農地制度の目的は、これ以上、農地が減少することを食い止め、農地を確保することや、農地を借りやすくして、地域と調整の上、農地を最大限に利用することです。詳しくは市ホームページを参照してください。

農地の利用規制が緩和

農地を利用できる人の範囲が農作業常時従事者以外の個人や農業生産法人以外の法人に拡大されます。（改正前は農作業常時従事者や農業生産法人）
※解除条件付き契約の締結など一定の要件が必要で、農地の所有権の取得は認められません。



遊休農地への指導強化

すべての遊休農地が農業委員会の指導の対象で、農業委

員会が年1回、農地の利用状況を調査します。

遊休農地の所有者に対しては、農業委員会が指導や勧告などを行います。

※遊休農地とは「現に耕作されておらず引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」をいいます。

農地の相続に届け出が必要

農地を相続した場合、農業委員会への届け出が必要になりました。届け出をしなかったり、虚偽の届け出をしたりすると10万円以下の過料に処せられます。

耕作できない場合は、農業委員会から貸し借りなどのあっせんを受けることができます。

違反転用の罰則強化

農地転用の違反や、その原状回復命令への違反に対する処分や罰則が強化されました。

県知事などによる行政代執行制度が創設されました。

※転用とは、農地を農地以外に利用することです。農地の転用には県知事の許可が必要で、法改正により農地転用の規制も強化されています。



標準小作料の廃止

標準小作料制度は廃止され、農業委員会がその地域ごとの賃借料情報を提供します。

すでに標準小作料に準じる契約を締結している場合、当事者間で今後の賃借料について確認が必要です。

☎ 農業委員会事務局
06・11111内線312